

令和6年度 内部質保証に係る自己点検・評価報告書

令和6年10月



国立大学法人

旭川医科大学

- ◎ 基準を十分満たしている場合
- 基準を概ね満たしているが改善の余地がある場合
- △ 現時点では基準を満たしていないが今後改善の見込みがある場合
- × 現時点では基準を満たしていない場合

基準	分析項目	分析の手順	自己点検評価結果	改善・向上が必要と確認された事項	計画の実施主体（案）	
4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	4-1-3 施設・設備における安全性について、配慮していること	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備における耐震化については、評価実施年度の耐震化率を確認する。 ・耐震基準を満たしていない場合は、その理由と改善のための計画について確認する。 ・施設・設備の老朽化に対する対応の状況について確認する。 ・外灯や防犯カメラの設置等、各大学固有の事情等に応じて安全・防犯面への配慮がなされていることを確認する。 ・施設・設備のバリアフリー化について、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮がなされていることを確認する。 ・その他施設・設備に法令上の要件が課されている場合は、適切な管理運営の状況を確認する。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化率については100%対応 ・当施設は設立後50年を経て、施設・設備の老朽化が進んでいるが、概算要求等によって、都度、補修・強化工事を行っており、本年度は総合研究等と病院を結ぶ廊下を改築予定である。 ・外灯は設置済み。防犯カメラの設置は、病院では玄関や各廊下に設置済みであるが、大学については、玄関周辺に限られており、廊下や人が集合しやすい箇所に追加が必要である。 ・バリアフリー化については概ね達成されているものの、達成率は、自動ドア39%、一般トイレ83%、車椅子トイレ42%と不足が考えられる箇所も有り改善が求められる。共通棟（B）（3階建て）には、エレベーターがなく、障害者の利用が制限されている。 	施設・環境部会専門部会	
	4-1-4 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信におけるコミュニケーションの重要性を踏まえつつ、教職員及び学生が授業内外において簡単にインターネットに接続できる環境の整備状況を含め、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境の整備状況や活用状況を確認する。 ・整備状況については、ICT環境の整備充実に向けた取組に加え、これらを維持・管理するためのメンテナンスやセキュリティ管理が行われているかについて確認する。 ・授業管理を支援するための統合化されたオンラインシステム等の学習支援環境の基盤のICT化が行われている場合は、その整備と活用の状況を含めて確認する。 	◎	ICT環境の整備充実に向けた取組に加え、これらを維持・管理するためのメンテナンスやセキュリティ管理が行われている。		
	4-1-5 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館を中心に図書等の資料が系統的に整備され、活用できる状態になっていることを確認する。 	◎	資料の通り、図書等の研究教育上必要な資料が整備され、活用されている。		
	4-1-6 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的学習環境の整備状況（部屋数、机、パソコン等の台数等）については、その環境を必要とする学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。 	◎	資料のとおり自主的学習環境が十分に整備している。		

基準	分析項目	分析の手順	自己点検評価結果	改善・向上が必要と確認された事項	計画の実施主体（案）
4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	4-2-1 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援等に関する総合的相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。 健康に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。 就職等進路に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。 各種ハラスメントに関する防止のための措置（規定及び実施内容）・相談の体制の整備及び相談実績を確認する。 各種相談・助言体制については、組織の役割、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等が確認できる資料・データを用いて整備状況を確認する。 	◎ 生活支援等に関する総合的相談・助言体制については学生支援課が対応しており、必要に応じて医学科では学年担任や学生支援メンターが、看護学科ではグループ担任が対応している。健康に関する相談・助言体制については、基本的には保険管理センターが対応しているが、場合によっては、学年担任や学生支援メンター（医学科）やグループ担任（看護学科）が担当し、必要に応じて保健管理センターを紹介している。就職相談については、看護学科に関しては看護職キャリア支援センターが中心となって、対応している。ハラスメント対応については、相談員が担当し、相談員会議やハラスメント防止対策委員会で対応を協議すると同時にハラスメント防止のための体制作りについても整備している。		
	4-2-2 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> 課外活動の支援について、課外活動団体数、課外活動施設設備の整備、及び運営資金や備品貸与等の支援の状況を確認する。 	◎ 課外活動の支援について、課外活動施設設備の整備、及び運営資金や備品貸与等の支援を十分行っている。		
	4-2-3 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> 留学生に対する生活支援の内容及び実施体制について確認する。 海外から受け入れる学生に対する入学前の支援について確認する。 卒業（修了）後の留学生の状況を把握していることを確認する。 	○ 医学科における留学生に対する生活支援の内容及び実施体制については十分整備されているが、看護学科は留学生の受け入れ経験がない。留学終了後の留学生の状況の把握は終了直後の調査はあるが、その後のフォローアップ調査については行われていない。	看護学科、看護学専攻における国際交流の在り方について検討する。	看護学科 看護学専攻
	4-2-4 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援の実施体制及び実施状況について、関係法令の趣旨を考慮して確認する。 対象となる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて生活支援を行うことができる状況にあるかについて確認する。 	○ 障害のある学生については学生支援課の障害学生支援グループが対応するが専門組織ではない。	合理的配慮を行うことが可能であることを対外的に広く公表する（現状、HP上では「規程集」でしか要領を確認できない）。これに関連して、学生に対する情報提供の在り方を見直し、学生が知りたい情報を知ることができるよう大学の学生向けHPの見直しを図る。	副学長（教育担当）
	4-2-5 学生に対する経済面での援助を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> 奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知及び利用実績について確認する。 入学料・授業料免除、奨学金（給付、貸与）、学生寄宿舎等、各大学固有の事情等に応じて、学生の経済面の援助が行われているかについて確認する。 	◎ 入学料・授業料免除、奨学金による学生への経済的援助は適切に行われている。		

基準	分析項目	分析の手順	自己点検評価結果	改善・向上が必要と確認された事項	計画の実施主体（案）
5-2 学生の受入が適切に実施されていること	5-2-1 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学士課程、大学院課程ともに入試の種類ごとに、入学者選抜の方法（学力検査、面接等）が入学者選抜の基本方針に適合していることを確認する。 ・ 面接が含まれている場合は、面接要領等があることを確認する。 ・ 実施体制の整備状況（組織の役割、構成、人的規模・バランス、組織間の連携・意思決定プロセス・責任の所在等）を確認する。 	◎ <ul style="list-style-type: none"> ・ 学士課程、大学院課程ともに入試の種類ごとに、入学者選抜の方法（学力検査、面接等）が入学者選抜の基本方針に適合していることを入学試験委員会および研究教育委員会にて確認している。 ・ 面接試験のある選抜の実施要領の中に、面接要領を記載している。 ・ 実施体制入学センターを中心に整備している。 		
	5-2-2 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入試に関する研究委員会等、検証するための組織や具体的な取組等（改善のための情報収集等の取組を含む。）の状況を確認する。 	◎ 点検評価が各選抜試験実施委員会において毎年度選抜試験終了後に実施され、これに基づき、入学センター会議において改訂案が出される場合も含め、点検評価結果に基づいて入学試験委員会が審議され、入学試験を改善する体制が確立している。		
5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること	5-3-1 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生募集を行う組織単位ごとの過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均を確認する。 ・ 学部又は研究科の単位において、実入学者数が「入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組がなされていることを確認する。 	△ 医学科、看護学科とも定員に対して100%の入学者がある。大学院の博士課程の充足率は85%であるのに対し、修士課程は64%と大幅に定員を下回っている状態である。		
6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、科目の内容が設定されていることを確認する。 ※次の場合は、科目の内容がふさわしい水準になっているものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 信頼できる分野別第三者評価機関によって保証されている場合（このような外部評価が行われている場合は、基準2-3の分析において付記することができる。） ・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが機関別内部質保証において保証されている場合 ・ シラバスを検証することによって、45時間の学習時間が必要であることを確認できる場合 ・ 自己点検・評価において水準に関する検証を大学等の目的に則したその他の方法によって実施し、検証されている場合 	◎ 単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、科目の内容が設定されており、その内容は、医学教育分野別評価評価機構および看護学教育評価評価機構によって保証されている。		

基準	分析項目	分析の手順	自己点検評価結果	改善・向上が必要と確認された事項	計画の実施主体（案）
6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35週確保されていることを確認する。	◎ 1年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35週確保されている。		
	6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・各授業科目が、大学がそれぞれ定める授業期間を単位として行われていることを確認する。	◎ 各科目の授業期間が15週以上となっており、教育上最大効果をあげるべく、可変的に授業期間を構築している。		
	6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスに、授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものとして、全科目、全項目について記入されていることを確認する。 ・芸術等の分野における個人指導による実技の授業等については、大学等の目的に則した方法によって、授業計画が示されていることを確認する。 ・すべてのシラバスが、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。 ・授業形態（講義、演習、実験、実習等の組合せ・バランス）、学習指導法（少人数授業、対話・討論型授業、多様なメディアの活用、能力別授業の実施等）の工夫を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。	◎ 資料のとおりシラバスに適切に明示されている。また、シラバスは本学ホームページへの掲載により周知している。		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目の定義を確認する。 ・教育上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況（該当する授業科目数、そのうち専任の教授又は准教授が担当する科目数、専任の講師が担当する科目数）を確認する。	◎ 教育上主要と認める授業科目が選択されている。教育上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教授が配置・担当している。		
	6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院において、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていることを確認する。	◎ 働きながら修学する社会人のために、共通科目は平日の夜間（18時以降）に時間割を設定している。また、専門科目等については、各担当教員と大学院生が日程調整を行い、平日夜間に限らず土日等の休日の日中に授業を行ったり、状況によっては集中講義の形態をとるなど弾力的に実施している。		

基準	分析項目	分析の手順	自己点検評価結果	改善・向上が必要と確認された事項	計画の実施主体（案）
6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること	6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイダンス、担任制、学習成果の状況の組織的把握と対応、学習計画の指導、能力別クラス分け、基礎学力不足の学生に対する指導、助言等が行われていることを確認する。 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、そのための履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていることを確認する。 ・授業科目への学術の発展動向（担当教員の研究成果を含む。）の反映、他学部の授業科目の履修、編入学や秋期入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携、国内外の他大学との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入等の取組を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。 	◎ 各種ガイダンス以外に、医学科では学年担任、学生支援メンターが、看護学科では学年担任、グループ担任が相談に対して定期的に面談し、指導・助言を行っている。		
	6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスアワーの設定、ネットワークを活用した学習相談等、各大学固有の事情等に応じて、学習相談、助言等の学習支援が行われているかについて確認する。 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制を整備し、学習相談、助言等の学習支援が行われていることを確認する。 	◎ 学習相談の体制を整備し医学科では学年担任、学生支援メンターが、看護学科では学年担任、グループ担任が相談に対して定期的に面談し、指導・助言を行っている。		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップの実施状況を確認する。 ・その他教育課程の目的に応じた取組を確認する。 	◎ 医学科学生は、臨床実習生として診療に参加し臨床医学を学んでいる。看護学科学学生は、1年次には初年次セミナー、3年時以降は就職に向けた心構えセミナー、就職面接練習の実施というように学年に合わせたキャリア教育を実践している。		
	6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	<ul style="list-style-type: none"> ・履修上特別な支援を要する学生への学習支援については、あらかじめこれらの学生の人数等に関するデータを把握した上で、各大学固有の事情等に応じて行われている学習支援の実施状況について確認する。 ・特に障害のある学生については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。 ・その他履修上特別な支援を行うことが必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて学習支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。 ※施設・設備のバリアフリー化への対応については、基準4-1において確認。	○ ・現在、支援学生は在籍していないが、支援学生に対しては、医学科においては、学年担当、学生支援メンター、看護学科においては、学年担当、グループ担任が対応している。		
6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> ・学部、研究科等ごとの標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）を算出し確認する。 ・大学等の目的及び学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する（卒業が受験資格となるものは必須）。 ・大学院課程においては、研究活動の実績の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する。 	◎ <ul style="list-style-type: none"> ・学部、研究科等ごとの標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）は大学の目的及び学位授与方針に則している。 ・国家試験合格率についても医学科90%以上、看護学科100%が得られている。 ・大学院課程においては、研究活動の実績の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則している。 		

基準	分析項目	分析の手順	自己点検評価結果	改善・向上が必要と確認された事項	計画の実施主体（案）
6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。 ・就職先、進学先の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。	◎ 就職率が、医学科90~100%、看護学科ほぼ100%となっており、就職先とも合わせて大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当である。		
	6-8-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果を踏まえて、学習成果を確認する。 ・学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていることを確認する。	○ 卒業（修了）時の学生へのアンケート調査を行っており、学習成果を確認している。これによって学習成果が上がっているところまでは確認されていない。		
	6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。	△ 令和5年度は卒業生に対するアンケート調査は行っていない。令和5年10~11月に本学看護学科卒業生に対してアンケート調査を行っており、令和6年3月に作成された調査報告書等を元に、今後看護学科教育検討会議において適切な学習成果が得られているか検証する予定である。		
	6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。	△ 医学科は令和5年9月に、看護学科は令和6年3月に、それぞれ就職先に対して、ディプロマポリシーに沿ったアンケート調査を行っており、今後、学習成果が得られているか検証する予定である。大学院修士課程、博士過程については、就職先に対する調査については確立されていない。	就職先等の関係者への意見聴取等を行い、学習成果を確認することで大学院教育の改善に繋げる。	医学専攻